

カーボンニュートラル社会構築に向けたESGリース促進事業



【令和8年度要求額 1,225百万円（新規）】

脱炭素機器のリース料低減を通じてESGリースの取組を促進し、バリューチェーン全体での脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

- ① リース会社によるESG要素を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大につなげる。
- ② バリューチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等をサポートする。

2. 事業内容

2050年のカーボンニュートラル実現のためには、大企業のみならず中小企業等も含めたバリューチェーン全体での排出量の削減が必要となる。初期費用の抑制が可能なリースは、資金力の乏しい中小企業等において、脱炭素機器の導入を加速させるための有効な手段。また、リース会社にとっても、自らのスコープ3排出量を削減するため、ユーザーのリース資産使用に伴う温室効果ガス排出量の削減が重要となる。

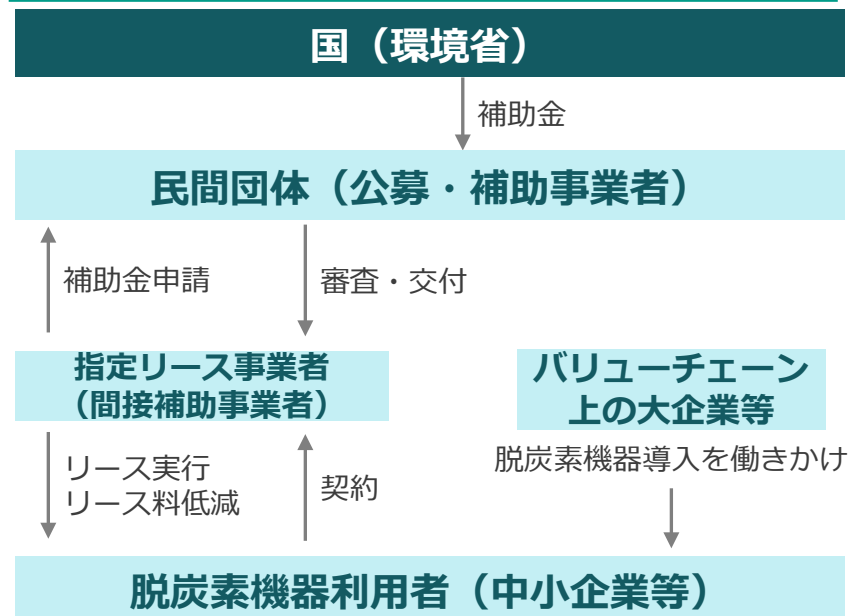
このような背景を踏まえ、バリューチェーン上の脱炭素化の取組を進める中小企業等が、リースにより脱炭素機器を導入する場合に、機器の種類並びにリース事業者及び中小企業等のESGに係る取組状況に応じて、リース料総額の一定割合（1%～6%※）を補助する。

※機器の種類に応じて基準補助率は1%～4%。先進的な取組を行うリース事業者及び中小企業等に対しては、取組に応じて最大2%補助率を上乗せする。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



＜脱炭素機器の例＞

ボイラ、工作機械、空調用設備、冷凍冷蔵庫設備 等

お問合せ先： 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240